

平成 30 年度

大曾根住まいセンター 蛍光管等の購入

## 入 札 説 明 書

- 1 入札等実施要領
- 2 競争参加資格等
- 3 入札心得書（物品購入等）
- 4 委任状（様式）
- 5 入札書及び封筒（様式）
- 6 単価契約書
- 7 使用印鑑届（様式）
- 8 競争参加資格確認申請書（様式）

独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社URコミュニティ  
大曾根住まいセンター

## 1 入札等実施要領

### 1 調達内容

(1) 件名

平成30年度大曾根住まいセンター蛍光管等の購入

(2) 調達案件の仕様・納入場所等

仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 入札方法

- ① 入札金額は、仕様書に示した品目ごとの単価に予定数量を乗じた総価とし、調達本体価格のほか納入までの一切の諸経費を含んだ総価を「5 入札書及び封筒（様式）」に示す入札書に記載するものとし、入札書には、入札根拠（内訳書）（以下「内訳書」という。）を添付すること。

内訳書に記載の総額と入札書に記載の入札金額に差異があった場合、内訳書の記載に間違いがあった場合及び内訳書の添付がなかった場合は、当該入札書は無効とする。

なお、予定数量は、購入を確約した数量ではなく、落札決定後数量が変更となる場合がある。

- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、内訳書に記載された各蛍光管の単価を契約単価とする。

(5) 落札者の決定

入札金額が当社であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、入札金額の最も低い者を落札者とする。

### 2 競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

- (1) 提出期間： 平成30年2月1日（木）から平成30年2月16日（金）までの土曜日、日曜日、休日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く毎日
- (2) 受付時間： 午前9時15分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）
- (3) 提出場所： 〒461-0040 愛知県名古屋市東区矢田一丁目3番33号  
名古屋大曾根第一生命ビル4階

独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社URコミュニティ  
大曽根住まいセンター お客様相談課  
(電話 052-723-1711)

- (4) 提出方法： 持参又は郵送の方法によること。

### 3 競争参加資格の確認通知

(1) 競争参加資格の確認通知

2の競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出した者について、当社で審査を行い、本入札に参加する資格を有する者を選定し、平成30年2月22日（木）までにその旨を通知する。また、選定を行った後、指名停止措置を受けた場合には、選定を取り消し、その旨を当該者に通知する。

なお、選定しなかった者に対しては、その旨及びその理由を通知する。

(2) 苦情申立て

申請書を提出した者のうち、上記(1)で競争参加資格がないと認められた者は、通知した日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない）以内に、書面により、当社に対して参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。

当社は、参加資格がないと認めた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に書面により回答する。

### 4 質問書の提出及び回答

- (1) 入札説明書、仕様等に対する質問は、「質問書（任意様式）」の提出による。

① 提出期限 平成30年3月1日（木）午後5時00分まで

ただし、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。

また、封筒に「質問書在中」と朱書すること。

② 提出場所

〒461-0040 愛知県名古屋市東区矢田一丁目3番33号

株式会社URコミュニティ

大曽根住まいセンターお客様相談課

- (2) 質問に対する回答は「質問回答書」の閲覧をもって行う。

① 閲覧期間

平成30年3月7日（水）から平成30年3月13日（火）まで

（ただし、土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時15分から午後5時00分まで）

② 閲覧場所

- (1) ②に同じ。

## 5 入札手続き等

上記3(1)により競争参加資格を有すると当社が認めた者との間で、以下のとおり入札を行う。

(1) 入札書の受領期限及び場所 平成30年3月13日(火)午後5時00分

株式会社URコミュニティ大曾根住まいセンター

※同日必着での一般書留郵便による郵送とし、提出先への持参又は電送によるものは受け付けない。

(2) 開札の日時及び場所 平成30年3月14日(水)午前10時00分

株式会社URコミュニティ大曾根住まいセンター入札室

※入札は郵送による事前受付のみとし、開札時の立会いは不要とする。開札は入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。なお、第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行。再度入札の日時については、発注者が指示する。

(3) 落札者の決定方法について

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## 6 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 7 入札保証金及び契約保証金

免除

## 8 入札の無効

本説明書において示した競争参加資格のない者の提出した入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、競争参加資格の審査において競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて下記

2 競争参加資格等
-----------

に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

## 9 入札手続における交渉の有無

無

## 10 契約書作成の要否

落札者は、速やかに当社との間で、別に定める第6 単価契約書案の締結を行うものとする。

## 11 支払条件

検査により合格後、期日を定め一括払とする。

## 12 その他の手続き等

### (1) 業務の引継ぎ等について

業務の開始時及び契約の終了時においては、次のとおり業務の引継ぎ等を実施するものとし、当該業務引継等に要する費用については、業務請負者が負担すること。

#### ① 業務の開始時

契約締結後、平成30年3月31日までの間に、当機構が業務説明を行うので出席すること。

#### ② 契約の終了時

契約の終了にあたっては、当機構が指定する新たな業務実施者への業務引継ぎを実施するものとする。

### (3) 手続における交渉は無とする。

### (4) 公示から業務開始までのスケジュール

平成30年2月1日（木）	質問書受付（～3月1日） 入札説明書交付（～3月13日）
平成30年2月22日（木）	競争参加資格の確認通知
平成30年3月14日（水）	入札及び開札、業務請負者の決定
平成30年3月20日（火）（予定）	契約締結
平成30年3月22日（木）（予定）	業務説明、引継ぎ等開始
平成30年4月1日（日）	業務開始

### (5) 再公募について

当該業務は、入札に参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

## 13 契約に係る情報公表の拡大について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組みを進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）との関係に係る情報を機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみな

させていただきますので、ご了承願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①機構との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ②機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び機構における最終職名
- ②機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び機構における最終職名等）
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

## 14 その他

- (1) 入札に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。
- (2) 当住まいセンターは、提出された書類を審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。
- (3) 当住まいセンターに一旦提出された書類は返却しない。
- (4) 当住まいセンターに一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類等に虚偽又は不正な記載をしたと判断される者の入札は無効とする。

以 上

## 2 競争参加資格等

### 1 競争参加資格

- (1) 次の事項に該当する者は、競争参加資格を有しない。
- ① 当該契約を締結する能力を有しない者
  - ② 破産者で復権を得ない者
  - ③ 入札書受領期限の日から起算して2年前の日以降において、次の掲げる者の一に該当している者。これを代理人、支配人その他使用人として使用する者についてもまた同様とする。
    - イ 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料及び財産の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - ハ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
    - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
    - ヘ イ～ホに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
    - ト イ～ヘに該当する者を入札代理人として使用する者
    - チ 落札者となった場合正当な理由なく契約書の提出を拒んだ者
    - リ 不誠実な入札又は見積りをなしたと認められる者
  - ④ 申請書提出期限の日において、独立行政法人都市再生機構中部支社から本件業務の実施場所を含む区域を措置区域とする指名停止対象期間中の者
  - ⑤ 会社更生法、民事再生法等に基づき更正又は再生手続きをしている者（下記(2)イの再認定を受けた者を除く。）
  - ⑥ 不法な行為を行い、若しくは行う恐れがある団体、法人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人で当該業務の請負業者として適当でないと当機構が認める者
  - ⑦ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者
- (2) 次の要件をすべて満たしている者であること。
- ① 申請書提出時点で、平成29・30年度独立行政法人都市再生機構中部支社物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において「物品販売」の資格を有すると認定された者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、独立行政法人都市再生機構中部支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により「物品販売」の再認定を受けていること。）。
- なお、競争参加資格を有しない場合は、申請書提出よりも前に物品購入等の契約

に係る競争参加資格審査の申請を行う必要がある。競争参加資格審査の申請等に関する問合せ先は次のとおり。

〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦三丁目 5-27

独立行政法人都市再生機構中部支社

総務部経理課（電話 052-968-3315）

- ② 日本国内において機構職員が行う立会検査に応じられる者であること。

## 2 競争参加者に求められる義務

競争参加者は、上記 1 (2) の①による必要な証明書（競争参加資格認定通知書写し）を申請書に添付して、**1 入札等実施要領** 2 (1) の提出期限までに提出しなければならない。

なお、持参により提出する際は、提出者本人の名刺も 1 枚提出すること。

- (1) 平成 29 年 4 月 1 日以降初めて当住まいセンター発注の入札に参加する場合、「使用印鑑届」、「年間委任状」（必要に応じて）及び「会社実印の印鑑証明書（原本）」（発行日からの 3 か月以内のもの）を入札書の提出期限までに提出しなければならない。なお既に提出している場合、提出は不要である。ただし、提出済みの使用印鑑届の内容に変更（代表者及び受任者の変更、使用印の変更等）があった場合は、再度の提出が必要となる。
- (2) 提出された証明書等は、当住まいセンターにおいて審査するものとし、仕様書に照らし採用し得ると判断した証明書等を添付した場合のみを入札対象とする。

以 上



### 3 入札心得書

#### 入札心得書（物品購入等）

第1条 独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ（以下「当社」という。）が締結する平成30年度大曽根住まいセンター蛍光管等の購入の契約に係る一般競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、関係法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところにより行う。

（入札等）

第2条 一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札説明書及び仕様書等を熟覧の上、所定の書式による入札書により入札しなければならない。この場合において、入札説明書及び仕様書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は、書留郵便をもって提出するものとする。封筒は二重封筒として、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、件名及び開札日時を記載した中封筒に入札書のみを入れ、入札書の提出期限までに発注者あての親書で提出しなければならない。
- 3 前項の入札者は、入札書の提出期限までに到着しないものは無効とする。
- 4 入札参加者等が代理人をして入札させるときは、開札日前日までにその委任状を提出しなければならない。第2条2の二重封筒に委任状等を同封して提出することも可とする。
- 5 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札に対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。
- 6 入札書には、総額を記載するものとする。なお、入札説明書5 入札書及び封筒（様式）に示す入札根拠資料を添付すること。
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者等は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者等は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札執行前であつては、所定の書式による入札辞退書を発注者に直接持参し、又

は郵送（入札書の提出期限までに到着するものに限る。）して行う。

二 入札執行中であっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第3条 入札に当たっては、あらかじめ入札金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札の取りやめ等）

第4条 入札参加者等が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書の引換の禁止）

第5条 入札参加者等は、入札書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札の無効）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、以後継続する当該入札に参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札をなしたとき

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき

三 入札金額の記載を訂正したとき

四 入札書の金額と入札根拠資料の金額が一致しないとき

五 入札者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき

六 再度の入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札を行ったとき

七 1人で同時に2通以上の入札書をもって入札を行ったとき

八 明らかに連合によると認められるとき

九 第2条第7項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を具備していないとき

(開札等)

第7条 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせたうえで、当社が通知した場所及び日時に行うものとする。なお、入札者又はその代理人の立会いは不要とする。

(落札者の決定)

第8条 競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

(再度の入札)

第9条 開札の結果、落札者がいないときは、別に日時を定めて再度の入札を行うものとする。

2 前項の再度の入札は、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、別途通知した日に、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札に参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

二 独立行政法人都市再生機構の業務に関し、贈賄等刑法その他法令に定める罰則にふれる行為又は不正若しくは不誠実等の行為をした者

三 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

四 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

五 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

六 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

八 落札者となった場合正当な理由なく契約書の提出を拒んだ者

九 不誠実な入札をなしたと認められた者

(契約内容説明)

第12条 理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札の希望がないものと認め、入札に参加することができない。

(契約書の提出)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第14条 入札参加者等は、入札後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

4 委任状 (様式)

委 任 状

私は \_\_\_\_\_ を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ大曾根住まいセンターの発注する平成30年度大曾根住まいセンター蛍光管等の購入に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する一切の件

代理人 使用印鑑	印
-------------	---

年 月 日

住 所  
氏 名

印

独立行政法人都市再生機構  
業務受託者  
株式会社URコミュニティ  
大曾根住まいセンター  
センター長 瀧上 茂二 殿

5 入札書及び封筒（様式）

入 札 書

金 円

上記金額の根拠は別紙のとおり

ただし、(件名) 平成30年度大曾根住まいセンター蛍光管等の購入

入札心得書（物品購入等）を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所  
氏 名  
代理人

印  
印

独立行政法人都市再生機構  
業務受託者  
株式会社URコミュニティ  
大曾根住まいセンター  
センター長 瀧上 茂二 殿

入札根拠（内訳書）

（税抜）

規格	単価	予定総額
○○○○○	○○○円／個	○○○○○円 ① (○○○円／個×○○個)
○○○○○	○○○円／個	○○○○○円 ② (○○○円／個×○○個)
○○○○○	○○○円／個	○○○○○円 ③ (○○○円／個×○○個)
○○○○○	○○○円／個	○○○○○円 ④ (○○○円／個×○○個)

表

独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ 大曾根住まいセンター センター長 瀧上 茂二 殿 (件名…平成30年度大曾根住まいセンター蛍光 管等の購入 入札書)
--

裏

住所・連絡先	封 印	氏名
	印	※登録番号
	印	

- ※ 競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を必ず記載すること。  
なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。  
提出された入札書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないことため、登録番号の記載漏れ、間違い等については無効となるので注意すること。



## 6 単価契約書

### 単 価 契 約 書

- 1 物品の名称 平成30年度大曾根住まいセンター蛍光管等の購入
- 2 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

発注者独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ大曾根住まいセンターと受注者は頭書の物品（以下「物品」という。）の売買に関する契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住 所  
氏 名 印

受注者 住 所  
氏 名 印

(総則)

第1条 発注者は、物品をこの契約に定める条件で受注者から買い受け、受注者は、これを売り渡すものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託等の制限)

第3条 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者にその全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(発注手続)

第4条 発注者は、物品を受注者に発注するときは、その都度、その物品の種類、規格、数量、納入場所及び納入期限を記載した発注者所定の注文書(以下「注文書」という。)を受注者に対して発行するものとし、受注者は、この注文書に基づき物品を納入するものとする。

(納入期限の延長)

第5条 受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された納入期限(以下「納期」という。)内に、当該注文書に基づく物品を納入することができないときは、

あらかじめ、発注者に届け出て、納期を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(危険負担)

第6条 物品の納入に当たり、次条第1項の発注者の確認(同条第3項の再検査がある場合には、当該再検査)の前に生じた損害は、受注者がこれを負担するものとする。

(検査)

第7条 受注者は、注文書に基づく物品の納入後、直ちに発注者に届け出て、その物品について、発注者の確認を受けなければならない。

2 発注者は、前項の確認(以下「検査」という。)を同項の規定による届出を受けた日から起算して10日以内に行うものとする。

3 受注者は、検査の結果、不合格となり、発注者から修正又はやり直しを命ぜられたときは、発注者の指定する日までに代品を納入し、発注者の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期限については、前項の規定を準用する。

4 検査又は前項の再検査に合格した日をもって、注文書に基づく物品の納入は完了したものとし、当該物品は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。

(瑕疵担保責任)

第8条 受注者は、前条第4項に規定する注文書に基づく物品の引渡日から1年間当該物品の瑕疵を補修するものとする。

(売買代金)

第9条 発注者は、第7条第4項の規定により物品の引渡しが完了したときは、当該物品の対価(以下「売買代金」という。)として、別紙の単価表に基づき算定した額を受注者に支払うものとする。

2 受注者は、売買代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。

3 発注者がその責めに帰すべき理由により第7条第2項の期間内に検査又は同条第3項の再検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査又は再検査を行った日までの日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(単価の改定)

第10条 物価に変動があり、前条1項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

(延滞金)

第11条 受注者の責めに帰する理由により、受注者が納期内に注文書に基づく物品を納入しない場合において、納期経過後相当期間内に納入する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は、受注者から延滞金を徴収して、当該納期を延長することができる。

きる。

- 2 前項の延滞金は、その延滞日数に応じ、同項の注文書に基づく売買代金に対し、年(365日当たり) 5パーセントの割合で計算した金額とする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第11条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額(この契約締結後、契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更日以後の期間については変更後の契約単価又は予定数量。第13条の2において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第12条 受注者は、発注者がその責めに帰する理由により約定期間を超えて売買代金の支払いを行った場合には、その遅延日数に応じ、当該支払額に対し、年（365日当たり）2.7パーセントの割合で計算した額を、遅延利息として発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告によらないで、この契約を解除することができる。

一 受注者の責めに帰する理由により、納期内又は納期経過後相当期間内に注文書に基づく物品を納入する見込みがないとき。

二 第2条、第3条又は第8条の規定に違反したとき。

三 その他この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

四 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合
  - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等  
（発注者の都合による解除）

第14条 発注者は、第13条各号の場合のほか、発注者の都合により、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除するときは、少なくとも1か月前までに、書面により受注者に通知しなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が損害を被ったときは、発注者は、これを賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（相殺）

第15条 発注者は、受注者に対して支払うべき金銭債務と受注者が発注者に対して支払うべき金銭債務とを相殺し、なお不足を生ずるときは、更に追徴するものとする。

（協議事項）

第16条 この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙1 （仕様書）

別紙2 （単価表）

## 7 使用印鑑届 (様式)

### 入札に係る提出書類について

1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届 (実印を使用印とする場合も含む) 及び印鑑証明書正本 (原本発行日から3か月以内)を提出してください。

(一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です (最長2年間))。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

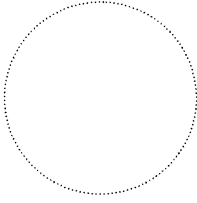
2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本 (原本発行日から3か月以内)を提出してください。(一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です (最長2年間))。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

3 代理人の方が入札される場合は、委任状4 委任状 (様式) (年間委任状を提出した復代理人を含む)を提出してください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取り扱います。

以上

## 使用印鑑届

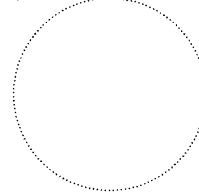
使用  
印

左記の印鑑を、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社UR  
コミュニティ大曽根住まいセンターへ提出する書類に使用し  
たいので、お届けします。

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ 大曽根住まいセンター長 殿

住 所  
商号又は名称  
代 表 者実  
印

## 委任状

私は、都合により を代理人と定め、下記の権限を委任します。

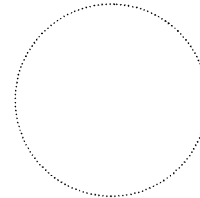
なお、本委任を解除する場合には、双方連署の上届出のない限りその効力の無いことを誓約します。

## 記

- 見積書及び入札書提出の件
- 請負契約締結の件
- 請負契約履行に関する件
- 請負代金請求及び受領の件
- 上記各号に関し復代理人選任及び解任の件
- その他契約締結に係る一切の件
- 期間 平成 年 月 日から平成31年3月31日  
平成 年 月 日

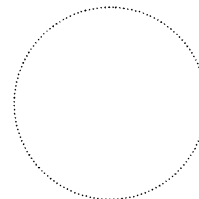
独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ  
大曽根住まいセンター長 殿

委任者

実  
印

上記委任の件承諾しました。

受任者

使  
用  
印

※ (年間) 委任を予定しない場合は、上段「使用印鑑届」のみ記入してください。

# 記入方法

契約書等に使用する印鑑を押印願います。

## 印鑑届

登録番号					
会社名(カナ)					

使用印

左記の印鑑を、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ大曽根住まいセンターへ提出する書類に使用したいので、お届けします。

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ大曽根住まいセンター長

住所  
商号又は名称  
代表者

印鑑証明に登録されている印鑑を押印願います。

実印

以下、支店長等名義で入札・契約を行う場合のみ、記入が必要になります。↓

## 委任状

は、都合により 支店長等の名前 を代理人と定め、下記の権限を委任します。  
お、本委任を解除する場合には、双方連署の上届出のない限りその効力の無いことを誓約します。

### 記

1. 見積書及び入札書提出の件
2. 請負契約締結の件
3. 請負契約履行に関する件
4. 請負代金請求及び受領の件
5. 上記各号に関し復代理人選任及び解任の件
6. その他契約締結に係る一切の件
7. 期間 平成 年 月 日から平成31年3月31日  
平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社URコミュニティ大曽根住まいセンター長  
委任者

上記委任の件承諾しました。  
受任者

契約書等に使用する印鑑を押印願います。

印鑑証明に登録されている印鑑を押印願います。

印

使用印

※ (年間) 委任を予定しない場合は、上段「使用印鑑届」のみ記入してください。



（様式 1）

## 競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社URコミュニティ大曾根住まいセンター  
センター長 瀧上 茂二 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

平成 30 年 2 月 1 日付で公示のありました平成 30 年度大曾根住まいセンター 蛍  
光管等の購入に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請  
します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 331 条及び第 332 条の規定に該  
当する者でないこと、並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約し  
ます。

### 記

- 1 競争参加認定通知書の写し
- 2 技術資料（会社概要）：様式 1（添付資料を含む。）

※ 1 については、競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出済であり、  
必要な資格を有するものと認められることを条件に入札書等関係書類を提出する場  
合は、当該申請書を受付した際に機構が交付する受付票の写しを添付するものとす  
る。

(様式 2)

会 社 概 要 書

称号又は名称、代表者 名		
設 立 年 月 日		
本 店	所在地	
	電話番号 (F A X)	
最 寄 り の 支 店 営 業 所	所在地	
	電話番号 (F A X)	
	所在地	
	電話番号 (F A X)	
	所在地	
	電話番号 (F A X)	
独立行政法人都市再生 機構中部地区 (平 29・30 年度) 競争参加資格物品購入 等 登録番号		登録番号：

注 1) 会社案内等を添付してください。

注 2) 平成 29・30 年度競争参加資格通知書の写しを添付してください。なお、申請  
手続中の者は、上記登録番号欄に「申請手続中」と記載してください。